



自宅にエアコンがない方へ

# エアコン購入設置費用を助成します

1世帯  
1台限り

上限  
**10万円**  
上限金額を超えた分は自己負担となります。

経済的な理由から自宅用のエアコンの購入（エアコン本体代金、配送費、撤去費、リサイクル費など含む）が困難な世帯を対象に助成します。

## 対象 ①と②の要件を両方満たす方

- ①
  - 世帯全員が令和7年度または令和8年度の住民税が非課税の世帯である。
  - 世帯全員が令和7年度または令和8年度の住民税均等割のみが課税または住民税が非課税の世帯である。
  - 令和7年度児童扶養手当受給世帯である。（受給資格喪失世帯を除く。ただし、年齢到達による受給資格喪失は対象。）
- ②
  - 居宅にエアコンを1台も設置していない。
  - 故障等により使用できるエアコンが1台もない。
  - 製造から15年以上経過した「長期使用エアコン」を使用し他に使用できるエアコンがない。

- ① エアコンの購入前に **訪問調査** を受けていただく必要があります。
- ② 賃貸住宅の場合、設置等について **家主の許可** が必要です。
- ③ **助成分を値引いた額で購入** できる制度があります（登録販売店からの購入に限る）。
- ④ 申請後に郵送された **決定通知が届いてから購入** してください。

申請期限  
令和8年  
**10月31日**

文京区エアコン設置緊急支援 コールセンター  
**☎0120-860-563**  
月曜～金曜 9時～17時（土日祝 休）  
令和8年5月25日 オープン

詳細はこちら



エアコン購入の一時金がない...

壁用エアコンが設置できない...

ご相談ください



申請はこちら



まずは電話で  
ご連絡ください

# 申込から助成金の受取までの流れ

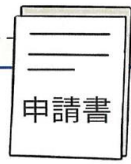
**① 助成希望のご連絡** 助成を希望する方は電話にてご連絡ください。  
(助成対象：エアコンがない、故障していて使用不可、製造後 15 年を経過している)

事業・申請  
のご案内

係員が事業内容、申請方法のご案内、申請書の送付を行います。  
(Web 申請も可)

**② 申請** 必要事項を申請書に記入後送付、  
または申込フォームに入力してください。

～10月31日締切



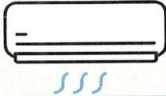
審査及び  
決定

対象であることが確認できた場合、訪問日程の調整のためご連絡いたします。  
対象であることが確認できなかった場合は、不支給決定通知を発送します。

**③ 訪問** 係員が訪問し、エアコンの有無や故障状態、長期使用エアコンであることを確認します。長期使用エアコンである場合は、製造年月日などが確認できる部分の撮影をします。

審査及び  
決定

エアコン有無などの状態が支給要件を満たした場合は、支給決定通知書と交付請求書兼口座振替依頼書を郵送します。支給要件を満たさない場合は、不支給決定通知書を発送します。



**④ エアコン  
購入・設置**  
～12月31日締切

**ご自身での支払いが可能な方**

**購入費用全額のご用意が難しい方**

ご希望の販売店にて購入、設置  
まで終了して下さい。

文京区登録事業者※にて購入、設置  
まで終了してください。

**⑤ 請求書送付  
または  
販売業者に  
請求委任**  
～1月31日締切

設置場所のわかる書類、領収書、  
助成金請求書を文京区あてに郵  
送してください。

登録事業者に代理受領請求書の委  
任状に署名・捺印し登録事業者  
にお渡しください。



登録事業者が設置場所のわかる書類、  
領収書、請求書を文京区に送付します。

助成金額確定  
通知書を送付

助成金額を決定、確定通知書を送付  
します。

助成金額を決定後、  
確定通知書を申請者に  
振込連絡を登録事業者に郵送します。

確定金額を指  
定口座に振込

通知後 2 週間程度で、確定金額を申請  
者の指定口座に振り込みます。

確定金額を代理受領事業者の指定口座に  
振り込みます。

※文京区登録事業者とは、本事業の趣旨についてご理解・ご協力いただけるエアコン販売・取付事業者です。

【令和 8 年 10 月末までのお問合せ】  
【令和 8 年 11 月からの問合せ】

文京区エアコン設置緊急支援 コールセンター 電話 0120-860-563  
文京区 生活福祉課自立支援担当 電話 03-5803-1917 月曜～金曜 9時～17時(土日祝 休)